

令和 6 年度三重県内部統制評価報告書審査意見書

三重県監査委員監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和 7 年 10 月 6 日

三重県監査委員	村	上	亘
三重県監査委員	長	田	隆 尚
三重県監査委員	石	垣	智 矢
三重県監査委員	伊	賀	恵

1 審査の対象

令和 6 年度三重県内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）

2 審査の着眼点

監査委員による評価報告書の審査は、三重県知事が作成した評価報告書について、三重県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

評価報告書について、三重県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、三重県監査委員監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めたうえで、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

ただし、「公文書の隠蔽、偽造、改ざん」等に係る重大な不備が 4 件（実件数としては 3 件）発生し、県職員に対する信用失墜を招き、県に重大な影響を与えた。これらの重大な不備の原因としては、「当該職員において公文書の重要性の認識が不足していた」「上司と相談できる機会があったものの、相談できなかった」「所属における事務処理の進捗状況の把握が十分でなかった」などとしている。

重大なものを除く不備に関しては、前年度比 27 件増※の 271 件であり、「金品亡失」及び「交通法規に反する運転」の件数が特に多く（それぞれ 56 件、52 件）、次いで財務に関する不備では、「履行確保、検査の不備」（26 件）、「仕様書等の不備による案件公開後の入札中止」（24 件）、「契約に必要な条件の不備」（17 件）が続く。

このため、今回のような重大な不備の再発防止に向けては、所属における公文書の適正管理の徹底や業務の進捗管理の強化、風通しが良く、気軽に相談ができる職場風土づくり、個人のコンプライアンス意識の向上に取り組むことはもとより、組織として原因分析を行い、業務負担の軽減や不正を防止するための研修及び電子決裁の推進等を含めて適切な対策を講じられたい。

また、「金品亡失」や「交通法規に反する運転」、財務関連の不備等はどの所属でも起こる可能性があり、繰り返し発生しうるものであることから、再発防止に向けて各所属や職員一人ひとりが自分事として対策に取り組めるよう、推進部局、評価部局及び基礎評価部局において検討のうえ、特に注意を要するリスクを強調する仕組みを導入するなど、業務レベルの内部統制について運用の改善を図り、不備を減らしていけるよう努められたい。

※令和6年度評価報告書では、「交通法規に反する運転」について対象範囲の変更（私用時及び通勤時に発生した交通事故を除外する）があったため、この基準にあわせて5年度の不備件数を再集計すると244件となり、6年度の不備件数は27件増（271件-244件=27件）となる。

5 備考

調査対象期間において、運用上の重大な不備が4件（実件数3件）あった。概要は次のとおりである。

（１） 「支払の遅延」及び「公文書の隠蔽、偽造、改ざん」

支払の遅延及び請求書の改ざんによる支払処理

職員は、担当していた経理業務に関して、業務委託や物品購入等に係る支払遅延を発生させた。また、経理業務における支払遅延及び事務処理の遅れを取り繕うため、請求書の日付を書き換えるなど、請求書を改ざんしたうえで支払処理を行った。

（２） 「公文書の隠蔽、偽造、改ざん」

ア 公印の不正使用及び不正押印による公文書偽造

職員は、令和6年8月、借上中の職員公舎の更新に係る意向を貸主である相手方事業者へ申し出る際、決裁を受けることなく、公舎借上げの「更新に伴う意向確認書」に所長印を押印し発送したほか、上司から当該文書の決裁文書の確認を求められたため、同年9月に、他の職員に見つからないよう上司2名の印鑑を無断使用し、公文書を偽造した。

イ 不正押印による公文書偽造及び公印の不正使用

令和6年4月から12月にかけて、職員が自ら購入した課長等の姓の印鑑を用い、決裁印として不正押印することで公文書を偽造し、介護支援専門員証や喀痰吸引業務に係る事業者登録証に公印を不正押印して事業者へ通知するなど、不正な事務処理を行った。